

日高市工事検査規則

昭和58年3月15日規則第6号

日高町工事検査規則（昭和52年規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市が施行する工事（以下「工事」という。）の検査に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（検査の種類）

第2条 工事の検査は、出来高検査、中間検査及び完成検査とする。

2 出来高検査とは、工事の打ち切り、非常災害等による損害、部分使用、部分払い及び請負契約の解除等の場合に、契約条項に基づき工事の既済部分（工事現場にある検収済みの工事用材料を含む。以下「出来高」という。）を確認する検査をいう。

3 中間検査とは、工事の途中に行う随時の検査で、その工事の状況を査察し、契約の履行を確認する検査をいう。

4 完成検査とは、工事の完成を確認する検査をいう。

（検査の区分）

第3条 工事の検査は、次の区分により行う。

（1）請負契約金額が250万円を超える工事 管財課

（2）請負契約金額が250万円以下の工事 当該工事を担当する課所

（検査員）

第4条 工事の検査は、前条に規定する区分に従い、検査職員（以下「検査員」という。）が行う。

2 検査員は、次の各号に掲げる者とする。

（1）市職員のうちからあらかじめ市長が任命した者

（2）当該工事を担当する課所の所属長（以下「担当所属長」という。）

3 前条第1号に規定する工事の検査について、各工事の検査に当たる検査員は、前項第1号に規定する検査員の中から、管財課長が指名する。

（検査の手続）

第5条 担当所属長は、第3条第1号に規定する工事の検査（中間検査を除く。）を受けようとするときは、工事検査依頼書（様式第1号）を管財課長に提出するものとする。

2 管財課長は、前項の依頼を受けたときは、7日以内に検査の日時を定め、検査通知書（様式第2号）により担当所属長に通知するものとする。

- 3 管財課長は、工事の検査について特に必要と認めるときは、担当所属長に対して関係書類の提出又は意見を求めることができる。

(検査の方法)

第6条 工事の検査は、現地について契約条項と対照して厳正に行わなければならない。

- 2 水中又は地中等で外部から検査を行い難い部分は、提出された記録及び写真により考査認定することができる。
- 3 特に必要があると認めたときは、一部を取りこわして検査をすることができる。

(検査の立会い)

第7条 工事の検査には、当該検査に係る工事の担当監督員又は総括監督員及び請負者又は現場代理人は立会わなければならない。

(検査の結果報告)

第8条 管財課長は、第3条第1号に規定する工事の検査について、次の各号に掲げる方法により結果報告を行うものとする。

- (1) 出来高検査を行ったときは、出来高検査結果報告書(様式第3号)により市長に報告するとともに、出来高検査結果通知書(様式第4号)を担当所属長に送付する。
- (2) 中間検査を行ったときは、必要に応じて中間検査結果報告書(様式第5号)により市長に報告するとともに、中間検査結果通知書(様式第6号)を担当所属長に送付する。
- (3) 完成検査が終了したときは、完成検査結果報告書(様式第7号)により市長に報告するとともに、完成検査結果通知書(様式第8号)を担当所属長に送付する。
- 2 担当所属長は、第3条第2号に規定する工事の検査について、次の各号に掲げる方法により結果報告を行うものとする。ただし、請負契約金額が130万円以下の工事の検査については、工事検査調書(様式第9号)の作成をもって結果報告に代えることができる。
- (1) 出来高検査を行ったときは、出来高検査結果報告書(様式第3号)により管財課長に報告する。
- (2) 中間検査を行ったときは、必要に応じて中間検査結果報告書(様式第5号)により管財課長に報告する。
- (3) 完成検査が終了したときは、完成検査結果報告書(様式第7号)により管財課長に報告する。
- 3 前項の場合において、様式第3号、様式第5号及び様式第7号中「日高市長」とあるのは「管財課長」に、「管財課長」とあるのは「長」に読み替えるものとする。

(補修又は改造等)

第9条 管財課長は、第3条第1号に規定する工事の検査において契約条項に適合しない箇所がある場合は、是正通知書(様式第10号)により補修、改造その他の必要な措置を担当課長に要請するものとする。ただし、軽微な補修については口頭で行うことができる。

2 担当課長は、前項の補修、改造その他の必要な措置が終了したときは、再検査を受けなければならない。ただし、管財課長が軽微な補修と認めたときは、当該検査に係る工事の担当監督員又は総括監督員の確認報告をもってこれに代えることができる。

3 担当所属長は、第3条第2号に規定する工事の検査において契約条項に適合しない箇所がある場合は、補修、改造その他の必要な措置を講じ、再検査を行うものとする。ただし、担当所属長が軽微な補修と認めたときは、当該検査に係る工事の担当監督員又は総括監督員の確認報告をもって再検査に代えることができる。

(請負者への通知)

第10条 管財課長は、第3条第1号に規定する工事の出来高検査及び完成検査について合格と認めたときは、その旨を工事出来高認定通知書(様式第11号)及び工事完成通知書(様式第12号)により請負者に通知するものとする。

2 担当所属長は、第3条第2号に規定する工事の出来高検査及び完成検査について合格と認めたときは、その旨を工事出来高認定通知書(様式第11号)及び工事完成通知書(様式第12号)により請負者に通知するものとする。ただし、請負契約金額が130万円以下の工事の検査については、これを省略することができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月13日規則第14号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年6月30日規則第12号)

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則(平成9年4月28日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月25日規則第12号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年11月10日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年1月27日規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第9号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日規則第5号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間使用することができる。

附 則 (平成20年6月17日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年6月20日規則第12号)

この規則は、平成23年10月1日から施行し、同日以後に行う工事検査について適用する。

附 則 (平成25年3月25日規則第8号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第25号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月27日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。